

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名               |
|-------|--------------------|
| 11    | 予防接種に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

片品村は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な処置を講じています。

特記事項

## 評価実施機関名

片品村

## 公表日

令和1年6月30日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務                                      |  |
|---|--|
| ①事務の名称  | 予防接種に関する事務   |
| ②事務の概要  | 予防接種法に基づき実施する各種予防接種を実施するための事務を行う。<br>①各種予防接種の実施及び台帳の管理<br>②予防接種実施のための対象者の把握<br>③予防接種による健康被害救済に関する事務  |
| ③システムの名称  | 健康情報システム(健康かるて)・団体内統合宛名システム・中間サーバー   |
| 2. 特定個人情報ファイル名  |  |
| 予防接種ファイル  |  |
| 3. 個人番号の利用  |  |
| 法令上の根拠  | 番号法第9条第1項 別表の14の項<br>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携                                  |  |
| ①実施の有無  | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>   |
| ②法令上の根拠   | (情報照会の根拠)<br>番号法第19条第8号<br>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25の項、27の項、28の項、29の項<br><br>(情報提供の根拠)<br>番号法第19条第8号<br>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25の項、26の項、153の項、154の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署   |  |
| ①部署   | 片品村役場 総務課  |
| ②所属長の役職名  | 総務課長   |
| 6. 他の評価実施機関   |  |
|   |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求                                    |  |
| 請求先   | 片品村役場保健福祉課 群馬県利根郡片品村大字鎌田3967番地3 0278-58-2111   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ                                  |  |
| 連絡先   | 片品村役場保健福祉課 群馬県利根郡片品村大字鎌田3967番地3 0278-58-2111   |
| 9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span> |  |
| 適用した理由  |  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和1年6月1日 時点  |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和1年6月1日 時点  |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類  |           |  |
|--|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |           |  |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                           |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 3. 特定個人情報の使用   |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                                    |           |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない         |           |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)                  |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                 |   |   |
|---------------------------------|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か     | [ 十分である ]                                   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない |   |   |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か           | [ 十分である ]                                   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠                           | 特定個人情報を扱う業務については、業務フローを整理し人為的なミスの発生を予防している。 |   |

| 9. 監査   |   |
|---|---|
| 実施の有無   | [ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査  |
| 10. 従業員に対する教育・啓発  |   |
| 従業員に対する教育・啓発  | <input type="checkbox"/> 十分に行っている                      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ul>  |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span> |   |
| 最も優先度が高いと考えられる対策  | <input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策                      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ul> |
| 当該対策は十分か【再掲】  | <input type="checkbox"/> 十分である                      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ul>   |
| 判断の根拠   | PCへのログインとシステムへのログインに各自IDを振り分けている。   |

